



横手市指令第3334号
管理番号第30-15号

一般廃棄物収集運搬業許可証

所在地 横手市杉沢字中杉沢 5 9 2 番地 5
名称(事業所) 株式会社 山本産業
代表者 代表取締役 山本 紀昌

横手市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第19条第1項の規定により
一般廃棄物収集運搬業を許可する。

1. 取扱廃棄物の種類 一般廃棄物(ごみ・粗大ごみ)
(保管・積替えを除く)
2. 有効期間 平成31年4月1日から
平成33年3月31日まで
3. 業を行う区域 横手市 横手地域に限る。
4. 許可条件等 関係法令並びに関係条例を遵守すること。
裏面の事項について遵守すること。

平成31年2月20日

横手市長 高橋

